

第1 計画策定の趣旨

(1) 条例の制定と1期計画の策定

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成22(2010)年12月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）が制定されました。

また、条例の基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成24(2012)年3月に「栃木県歯科保健基本計画」〔計画期間：平成24(2012)年度～平成29(2017)年度。以下「1期計画」という。〕を策定しました。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

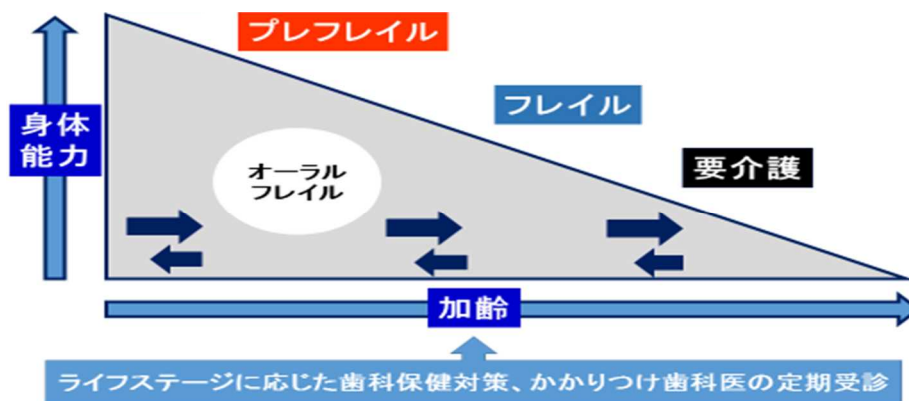
(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(2) 2期計画のポイント

「栃木県歯科保健基本計画（2期計画）」（以下「2期計画」という。）においては、超高齢社会の進展にともない、歯と口腔機能の衰え〔オーラルフレイル（図1）（注1）〕を予防するため、ライフステージに応じた歯科保健対策やかかりつけ歯科医の定期受診に関する啓発等を強化します。

図1 フレイルの概念図（東京大学 高齢社会総合研究機構 飯島勝矢氏から一部改変）



(注1)オーラルフレイル 食べこぼしやむせがある、噛めない食物が増える、口の中が乾燥するなど、口腔機能の衰えであり、適切な対応により機能回復が可能な状態を言います。